

「法改正の円滑な施行」のためのサポート窓口を開設

建築基準法・建築物省エネ法の改正に係る申請手続きのサポートを行います。

令和4年6月17日に公布された改正建築基準法・改正建築物省エネ法（以下「改正法」という）により、令和7年4月から下記について大幅な改正となります。

- ・原則として全ての住宅・建築物を新築・増改築する際に省エネ基準への適合の義務付け
- ・木造建築物に係る構造規定等の審査・検査が省略される規模が大幅に縮小（4号特例の縮小）

当センターでは、（一財）建築行政情報センターとの業務委託により、法改正の円滑な施行のため、「法改正」の内容について、省エネ計算に不慣れな建築士及び、4号特例の縮小に伴う構造関係資料等の作成へ不安を抱える建築士に対し、「法改正の円滑な施行」のためのサポート窓口を開設しました。（委託期間：令和6年2月29日まで）

改正法の円滑施行に係るサポート体制について

《サポート窓口の対応フロー》

相談者〈建築士〉



問い合わせ・申込み・受付 → (サポート内容の確認)



サポート日時・場所の調整 → (原則、鳥取事務所での対応)



建築士へのサポート
(所要時間：2～4時間)

《サポートの内容》

- ・省エネ性能に係る基準と計算方法のアドバイス
- ・建築物エネルギー消費性能適合性判定（省エネ適判）の資料作成のアドバイス
- ・確認申請図書の作成のアドバイス（壁量計算等）
- ・法改正に係る制度内容の説明

《サポート費用》

- ・無料

《サポート期間》

- ・令和6年2月29日まで（委託期間中：20回まで）

サポートの申込み・相談・問い合わせ方法

下記の連絡先にまずは電話で問い合わせして頂き協議を行ってください。

連絡先：（一財）鳥取県建築住宅検査センター（事務局長：山根）
〒680-0803 鳥取市田園町3丁目375番地
TEL:0857-21-6702 FAX:0857-21-6703 e-mail: info@t-kensa.jp